

LtG Startup Studio 利用規約

第1条（総則）

LtG Startup Studio利用規約（以下「本規約」といいます）は、加和太建設株式会社（以下「当社」といいます）が運営する「LtG Startup Studio」（以下「本施設」といいます）の会員又は会員外利用者（LtG Startup Studio会員約款（以下「会員約款」といいます）第20条第2項に定める会員外利用者をいいます）（以下総称して「会員等」といいます）に対し、本施設の利用及び本施設において提供されるサービスを受けるにあたり必要な事項を定めるものとします。なお、本規約で定義のない用語については、会員約款と同一の意義で用いるものとします。

第2条（サービスの内容）

1. 当社は、会員等に対し次の各号に掲げる設備及びサービス（以下総称して「本サービス」といいます）の全部又は一部を提供し、会員等は、その会員等種別に応じて本施設及び本サービスを利用できます。なお、本施設及び本サービスの利用は、他の会員等とシェアして、共同で利用するものです。

1. ショップ
2. ミーティングルーム
3. ディスカッションルーム
4. シャワールーム
5. サウナ
6. シューティングスタジオ
7. トライアルオフィス
8. コンセントレーションルーム
9. 和室
10. ダイニング
11. セミナー・イベントの開催
12. 当社が主催するイベント・ワークショップ・セミナー・スクールへの参加
13. 法人登記サービス
14. 住所・ポスト利用サービス
15. ロッカー
16. 有線LAN・無線LANの利用
17. オンラインコミュニケーションツールの利用
18. その他、当社が別途定めるサービス

2. 前項記載の本サービスのうち、会員料金に含まれるもの、オプションサービスに含まれるもの等については、別途「LtGStartupStudio料金一覧」に記載するものとします。

3. 会員等は、本サービスの利用にあたり、会員約款及び本規約のほか別途当社が定める各種利用規約・諸注意事項に従います。

4. 当社は、必要に応じて本サービスの内容を変更することができるものとします。

第3条（施設利用）

1. 会員等は、本施設が地域社会に開かれた場であることを十分に理解し、お互いの配慮をもって本施設を利用するものとします。

2. 会員等は、当社が別途定める注意事項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本施設を利用するものとします。

3. 本施設は、当施設利用契約を行った会員等に対して一時的な施設の利用の目的のみを承諾しており、会員等が賃借権を主張できる施設ではありません。

4. 本施設内は、当社が指定する場所に限り飲食いただけます。ただし、飲食可能な場所であっても臭いの強い飲食物の持ち込みは禁止します。

5. 本施設は禁煙です。

6. 会員等は共用エリア（LtG Startup Studio料金一覧に定めます）及び専用エリア（LtG Startup Studio料金一覧に定めます）の美化に努め、本施設の利用後は自ら清掃等を行ってください。

7. ゴミの処分は原則として各自で行ってください。処理に際しては、本施設及び地域の規則に従ってください。

8. 本施設の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、当社はその損害について全額賠償請求します。
9. 会員等や来訪者用の駐車場はありません。自らの責任と費用負担にて、近隣の駐車場を利用してください。
10. 本施設には、防犯上及び悪質なマナー違反抑制のため、防犯カメラを設置しています。
11. 地震、火災等が発生した場合には、本施設スタッフの指示に従い、速やかに避難を行ってください。
12. 会員等自身のホームページやポータルサイト等での使用を目的として、施設内で撮影や取材を行う場合は、事前に当社の許可を得る必要があります。

第4条（本サービスの利用）

1. 会員は、会員約款及び本規約等の内容を遵守し、本サービスを利用するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり本施設内の各施設の利用に関する詳細は、別途施設マニュアルに定めるものとし、各施設の利用料金については、別途LtGStartupStudio料金一覧に定めるものとします。また、施設マニュアル及びLtGStartupStudio料金一覧は、本規約と一体として本規約を補完するものとします。
3. 本規約に記載の無い事項については会員約款に従うものとし、本規約と会員約款で異なる定めがある場合は、会員約款の定めが優先するものとします。

第5条（規約の改定）

1. 当社は、民法548条の4の規定により、次の場合に本規約を変更できるものとします。
 - (1) 会員の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 前号の場合を除き、会員の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものである場合。
2. 本規約の変更は、変更後の規約の内容及び効力発生日を公式ウェブサイト等その他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の規約の効力が発生するものとします。
3. 本条第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。但し、当社が緊急と判断した場合はその限りではありません。

第6条（管轄裁判所）

当社と会員等との間で紛争が生じた場合、静岡地方裁判所沼津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条（準拠法）

会員約款及び本規約に関連する規約等の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

制定 2021年XX月XX日